



## ■新型コロナに係る傷病手当金の支給について

～厚生労働省のQ&Aが改訂されています～

「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関するQ&A」が改訂され、新たに7つのQが追加されました。

**【Q】**被保険者が、業務災害以外の事由で罹患した新型コロナウイルス感染症の後遺症療養のため、労務不能となった場合、傷病手当金は支給されるか。

⇒**【A】**傷病手当金の支給対象となりうる。

**【Q】**被保険者の検査は実施していないが、同居家族が濃厚接触者となり有症状になった場合等、医師の判断により当該被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染していると診断されたため、当該被保険者が労務不能となった場合、傷病手当金は支給されるか。

⇒**【A】**傷病手当金の支給対象となりうる。

ほかにも、

**【Q】**傷病手当金の支給申請にあたり、保健所等が発行する「宿泊・自宅療養証明書」の添付は必要か

**【Q】**傷病手当金の支給申請関係書類として「宿泊・自宅療養証明書」が提出された場合に、これを医師の意見書として取り扱ってよいか

**【Q】**被保険者が、新型コロナウイルスの治癒後にも、事業主から感染拡大防止を目的として自宅待機を命じられたため労務に服することができない場合、当該期間について、傷病手当金は支給されるのか

**【Q】**事業主から自宅待機を命じられていた期間中に新型コロナウイルス感染症に感染した場合、傷病手当金の待機期間の始期はいつか

**【Q】**海外で新型コロナウイルス感染症に感染し、医師の意見書を添付できない場合は、何をもって労務不能な期間を判断すればよいか

といった事項について回答が示されています。

それぞれの内容が細かく、難しい点もありますので、従業員から相談があった際には、弊社までお問い合わせ下さい。

詳しくはこちらをご覧ください。

【厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関するQ&A」の改訂について】

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220705S0010.pdf>

編集後記：猛暑にコロナ、昨年に引き続き試練の夏ですが、今年は各地の夏まつり、花火大会など、夏の風物詩が復活していますね。夜空に咲く花火や色鮮やかな吹き流し等の飾りは、自粛ばかりで疲弊した時間を忘れさせてくれます。この試練が終わる時が1日も早くやってきますように。七夕に寄せる一番の願いです。

## TOPICS

### ■令和3年「高齢者雇用状況等報告」の概要

～厚生労働省調査より

#### ◆高年法改正後初の調査

厚生労働省は、令和3年6月1日時点「高齢者雇用状況等報告」を公表しました。この調査は、従業員21人以上の企業232,059社の60歳以上の雇用状況についてまとめたもので、令和3年4月から70歳までの就業機会の確保(高齢者就業確保措置)が企業の努力義務となった改正高年齢者雇用安定法の施行後初の調査となります。

#### ◆約25%の企業が70歳までの雇用制度を導入

調査結果によると、高年齢者雇用安定法によって義務付けられている65歳までの高年齢者雇用確保措置(定年制の廃止、引上げ、継続雇用制度の導入のうちいずれか)を実施している企業は、231,402社(99.7%)でした。

また、70歳までの高年齢者就業確保措置(以下に掲げる措置のうちいずれか)を実施している企業は、59,377社(25.6%)でした。

- ・定年制の廃止…9,190社(4.0%)
- ・定年の引上げ…4,306社(1.9%)
- ・継続雇用制度の導入…45,802社(19.7%)
- ・創業支援等措置の導入…79社(0.1%)

なお、従業員21～300人の中小企業では26.2%、300人以上の大企業では17.8%が措置を実施しており、中小企業のほうが70歳までの雇用に積極的に取り組んでいることがわかります。

#### ◆60歳以上の常用労働者数は？

本調査における従業員21人以上の企業の常用労働者数(約3,380万人)のうち、60歳以上の常用労働者数は約447万人(全体の13.2%)でした。年齢階級別に見ると、60～64歳が約239万人、65～69歳が約126万人、70歳以上が約82万人でした。また、従業員31人以上の企業における60歳以上の常用労働者数は約421万人で、昨年より約11.7万人増加しており、12年前の平成21年と比較すると約205万人増加しています。

【厚生労働省「令和3年「高齢者雇用状況等報告」集計結果」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11703000/000955633.pdf>

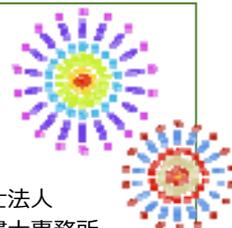
## Harmony通信 2022.08

#発行：2022年8月10日

#編集・構成：合同会社Melody



合同会社Harmony  
Harmony社会保険労務士法人  
Harmony司法書士行政書士事務所



住 所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉2-3-38

クラッセ上杉ビル4F

TEL:022-796-9231 FAX:022-796-9232

URL: <http://www.harmony-office.com/>

URL: <https://melody-office.com/>

mail: [info@harmony-office.com](mailto:info@harmony-office.com)